

開発行為又は建築等に関する証明書の交付請求(市規則第 27 号様式)

建築確認申請をするときには、開発行為又は建築等に関する証明が必要な場合があります。この場合「開発行為又は建築等に関する証明願」に次の図書を添えて戸田市に提出してください。

2 部作成(省令第 60 条、市規則第 16 条)

添付書類

| 書類の名称 | 説明 | 備考 |
|------------------|-----------------|--|
| 土地の登記簿謄本 | 借地の場合は契約書も添付する。 | 2部のうち、少なくとも1部については、商業登記法第11条の規定に基づき法務局で取得した書面をそのまま添付すること（コピーは不可） |
| 理由書 | 具体的に記入すること。 | 様式任意 |
| その他許可権者が必要と認める書類 | 農家証明書、換地証明書 | |

図面

| 図面名称 | 標準縮尺 | 明示する事項 | 備考 |
|---------|----------|---|--|
| 開発区域位置図 | 1/10,000 | 位置（朱書） | 都市計画面 （住宅地図等のコピーは不可） |
| 公図写 | 1/600 以上 | (1) 方位 (2) 隣地の地番、地目 (3) 区域(朱書) (4) 地番、地目 | 2部のうち、少なくとも1部については、商業登記法第11条の規定に基づき法務局で取得した書面をそのまま添付すること（コピーは不可） |
| 求積図 | 1/500 以上 | 求積表（敷地面積、建築面積、延床面積） | |
| 建築物 | 配置図 | (1) 道路種別(公道、私道) (2) 道路幅員 | |
| | 平面図 | 建築面積、延床面積、建ぺい率、容積率 | |
| | 立面図 | 二面以上 | |

○ その他

- ・証明願は、2部とも申請者の **押印** 及び **捺印** をお願いします。
- ・証明手数料 **6,000円** をご用意下さい。（納付窓口の利用可能時間・**9:00～16:00**）
- ・申請者に代わって、提出及び受領を行う場合は、別途**委任状**が必要です。